

新座都市計画図

市街化区域と市街化調整区域の土地の区域に変更なし

新座都市計画区域（市街化区域） 面積：2,927ha

区域区分（市街化区域及び市街化調整区域）

区域決定 昭和43年 6月25日 埼玉県告示第 899号
（市街化区域面積：3,300ha）

変更 昭和43年 12月26日 埼玉県告示第 1444号
（市街化区域面積：2,911ha）

変更 平成 4年 12月15日 埼玉県告示第 1772号
（市街化区域面積：2,996ha）

変更 平成10年 11月27日 埼玉県告示第 1535号
（市街化区域面積：2,996ha）

変更 平成16年 4月27日 埼玉県告示第 1,299号
（市街化区域面積：2,996ha）

変更 平成19年 8月29日 埼玉県告示第 1,310号
（市街化区域面積：2,725ha）

変更 平成22年 2月 6日 埼玉県告示第 153号
（市街化区域面積：2,725ha）

変更 平成25年 2月 6日 埼玉県告示第 148号
（市街化区域面積：2,717ha）

変更 平成28年 8月30日 埼玉県告示第 1,382号
（市街化区域面積：1,382ha）

用途地域

区域決定 昭和43年 4月17日 建設省告示第 1522号
埼玉県告示第 109号
昭和43年 1月16日 埼玉県告示第 72号
昭和43年 6月22日 埼玉県告示第 1245号
昭和43年 7月 7日 埼玉県告示第 1463号
平成元年 11月19日 埼玉県告示第 1444号
平成 2年 11月 2日 埼玉県告示第 1339号
平成 4年 2月12日 埼玉県告示第 772号
平成 7年 12月22日 埼玉県告示第 1786号
平成 8年 4月18日 埼玉県告示第 419号
平成15年 1月 7日 埼玉県告示第 129号
平成15年 2月26日 埼玉県告示第 392号
平成16年 8月27日 埼玉県告示第 1,311号
平成17年 3月 6日 埼玉県告示第 329号
平成18年 2月 6日 埼玉県告示第 154号
平成25年 2月 6日 新座市告示第 21号
平成25年 4月16日 新座市告示第 173号
平成26年 4月16日 新座市告示第 336号
令和 2年 4月 7日 新座市告示第 163号
令和 4年 7月 1日 新座市告示第 279号

凡 例

区域区分

- 都市計画区域（市街化区域）
- 市街化区域
- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 第一種中高層住居専用地域
- 第二種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 工業地域
- 生産緑地地区

用途地域

道路

- 新座都市計画道路
- 他市都市計画道路
- 都市計画公園

公園緑地

- 都市計画公園
- 市林等遊歩地帯保全区域
- 市林等遊歩地帯特別保全区域
- 砂防特別遊歩地帯保全区域
- 土地区画整理事業決定区域
- 土地区画整理事業施行区域
- 地区計画区域
- 地区整備計画区域
- 防火地域
- 準防火地域

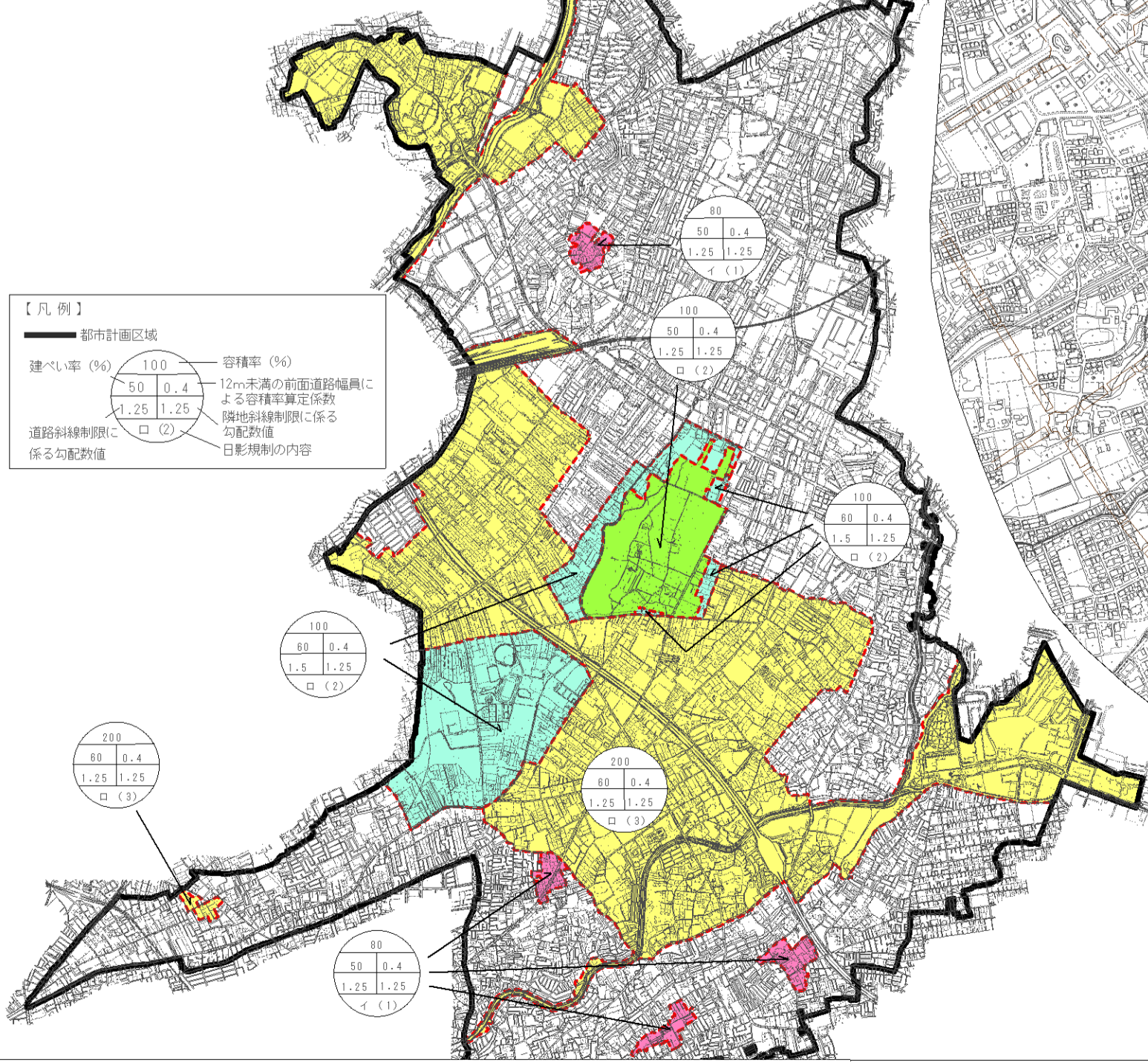
(注) 1. 本図の記載の位置、名称等は、その記載を主とするもので、その記載については、まちづくり計画図に準じてある限りで記載して可い。

2. この図には、本図とは異なる、変更することのないものであり、また、その記載については、まちづくり計画図に準じて可い。

3. 在籍地等は、令和4年12月31日現在の在籍地等であり、その記載については、まちづくり計画図に準じて可い。

市街化調整区域の建築形態規制

図解について、建築形態規制に準じてある図解を必ず確認してください。



北側斜地からの斜率制限

第一種住居専用地域 127.8 50 60 10 - 10.0

第二種住居専用地域 266.7 60 100 10 - 19.3

第一種中高層住居専用地域 0.9 60 100 10 - 0.1

第二種中高層住居専用地域 18.5 60 150 - 1.3

第一種住居地域 255.7 60 200 - 18.5

第二種住居地域 6.6 60 150 - 0.5

準住居地域 12.4 60 200 - 25 0.9

第一種工業地域 417.6 60 200 - 30.2

第二種工業地域 25.1 60 200 - 1.8

準工業地域 25.9 60 200 - 2 1.9

近隣商業地域 25.9 60 200 - 31 1.5

商業地域 1.4 60 200 - 0.1

準商業地域 30.2 60 400 - 2.2 1.5

工業地域 41.0 60 200 - 3 3.0

準工業地域 121.2 60 200 - 25 6.7

合 計 1382.1 60 200 100.0

注1 高度地区：建築物の高さの最高限度 注2 一部地域を除く。

北側斜地からの斜率制限

第一種住居専用地域 127.8 50 60 10 - 10.0

第二種住居専用地域 266.7 60 100 10 - 19.3

第一種中高層住居専用地域 0.9 60 100 10 - 0.1

第二種中高層住居専用地域 18.5 60 150 - 1.3

第一種住居地域 255.7 60 200 - 18.5

第二種住居地域 6.6 60 150 - 0.5

準住居地域 12.4 60 200 - 25 0.9

第一種工業地域 417.6 60 200 - 30.2

第二種工業地域 25.1 60 200 - 1.8

準工業地域 25.9 60 200 - 2 1.9

近隣商業地域 25.9 60 200 - 31 1.5

商業地域 1.4 60 200 - 0.1

準商業地域 30.2 60 400 - 2.2 1.5

工業地域 41.0 60 200 - 3 3.0

準工業地域 121.2 60 200 - 25 6.7

合 計 1382.1 60 200 100.0

注1 高度地区：建築物の高さの最高限度 注2 一部地域を除く。

本図は、令和4年国勢調査（国勢調査）を基にしたものである。
この調査結果は、国土利用政策の策定等に活用される。

1 : 10,000

この図は、新座市長の承認を受けて、新座市告示第2,550号の1種斜率制限
を利用して作成したものである。（承認番号）第1種斜率制限03-552号

この図は、新座市長の承認を受けて、新座市告示第2,550号の2種斜率制限
を利用して作成したものである。（承認番号）第2種斜率制限03-552号

この図は、新座市長の承認を受けて、新座市告示第2,550号の3種斜率制限
を利用して作成したものである。（承認番号）第3種斜率制限03-552号

この図は、新座市長の承認を受けて、新座市告示第2,550号の4種斜率制限
を利用して作成したものである。（承認番号）第4種斜率制限03-552号

この図は、新座市長の承認を受けて、新座市告示第2,550号の5種斜率制限
を利用して作成したものである。（承認番号）第5種斜率制限03-552号

この図は、新座市長の承認を受けて、新座市告示第2,550号の6種斜率制限
を利用して作成したものである。（承認番号）第6種斜率制限03-552号

この図は、新座市長の承認を受けて、新座市告示第2,550号の7種斜率制限
を利用して作成したものである。（承認番号）第7種斜率制限03-552号

この図は、新座市長の承認を受けて、新座市告示第2,550号の8種斜率制限
を利用して作成したものである。（承認番号）第8種斜率制限03-552号

この図は、新座市長の承認を受けて、新座市告示第2,550号の9種斜率制限
を利用して作成したものである。（承認番号）第9種斜率制限03-552号

この図は、新座市長の承認を受けて、新座市告示第2,550号の10種斜率制限
を利用して作成したものである。（承認番号）第10種斜率制限03-552号

この図は、新座市長の承認を受けて、新座市告示第2,550号の1種斜率制限
を利用して作成したものである。（承認番号）第1種斜率制限03-552号

この図は、新座市長の承認を受けて、新座市告示第2,550号の2種斜率制限
を利用して作成したものである。（承認番号）第2種斜率制限03-552号

この図は、新座市長の承認を受けて、新座市告示第2,550号の3種斜率制限
を利用して作成したものである。（承認番号）第3種斜率制限03-552号

この図は、新座市長の承認を受けて、新座市告示第2,550号の4種斜率制限
を利用して作成したものである。（承認番号）第4種斜率制限03-552号

この図は、新座市長の承認を受けて、新座市告示第2,550号の5種斜率制限
を利用して作成したものである。（承認番号）第5種斜率制限03-552号

この図は、新座市長の承認を受けて、新座市告示第2,550号の6種斜率制限
を利用して作成したものである。（承認番号）第6種斜率制限03-552号

この図は、新座市長の承認を受けて、新座市告示第2,550号の7種斜率制限
を利用して作成したものである。（承認番号）第7種斜率制限03-552号

この図は、新座市長の承認を受けて、新座市告示第2,550号の8種斜率制限
を利用して作成したものである。（承認番号）第8種斜率制限03-552号

この図は、新座市長の承認を受けて、新座市告示第2,550号の9種斜率制限
を利用して作成したものである。（承認番号）第9種斜率制限03-552号

この図は、新座市長の承認を受けて、新座市告示第2,550号の10種斜率制限
を利用して作成したものである。（承認番号）第10種斜率制限03-552号